

健康福祉常任委員会

当委員会では、付託を受けた5議案及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けた1議案について審査を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

○行田市高齢者等介護慰労手当支給条例の一部を改正する条例について

問 認知症で要介護2・3の方の介護者が支給対象外となった理由は。

答 従来の被介護者の認定基準は、寝たきりで要介護4・5の方と認知症の方の2本立てであったが、同一の基準に統一したため、結果的に対象外となってしまうものである。

問 対象外となった被介護高齢者等への支援は。

答 現在も行っている認知症相談会や徘徊高齢者等早期発見シール及び今年度から開始する認知症初期集中支援チーム等により支援していく。

○行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

問 最大4万円の国保税引き上げとなるが、家族で就労している世帯では、すぐ最高額に達してしまうのではないかと。

答 今回の改正により4万円の引き上げに該当する世帯は、被保険者4人、うち介護保険第2号被保険者が2人で、そのうち1人に所得があり、かつ固定資産がない場合、所得が1076万円以上の世帯である。仮に世帯所得が643万円の世帯の場合は、引き上げ額は1万円と試算しており、4万円の引き上げとはならない。



○平成28年度行田市一般会計補正予算(第3回)について

問 臨時福祉給付金(経済対策分)を単身世帯で入院中または申請内容が理解できないため申請しない方への対策は。

答 これまでの臨時福祉給付金給付事業では、市報やホームページでの周知に加え、申請の再勧奨を行ってきたが、こうした方への対策も今後検討していきたい。

問 介護事業所で導入する介護ロボットは、どのようなものか。

答 腰や太もも等にベルトで固定し、モーターや人工筋肉を通じて介護作業を補助するロボットである。こうしたロボットの導入を通じ、介護従事者の負担軽減及び離職防止を図っていく。

議会運営委員会

11月22日に12月定例会運営のための委員会を開催し、会期日程、議案及び請願の取り扱いについて協議しました。その際、一般質問の発言順序をくじにより決定しました。

また、29日には議員提出議案による議事日程の追加について、12月2日には発言訂正の申出に関する事、5日には選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の取り扱い等について、16日には議員提出議

案による議事日程の追加について協議しました。なお、本会議終了後に次期定例会の日程(予定)について協議するとともに、12月定例会の総括を行いました。

議員提出議案

意見書

関係機関に送付

○地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

(原案可決)

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議員活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専業

化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

(提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣)

条例 期末手当の引き上げ

○行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (原案可決)

人事院勧告を踏まえた本市一般職及び特別職の給与改定等に準じて、市議会議員の期末手当についても改定を行うため、条例の一部を改正するものである。